

VII 事業推進体制

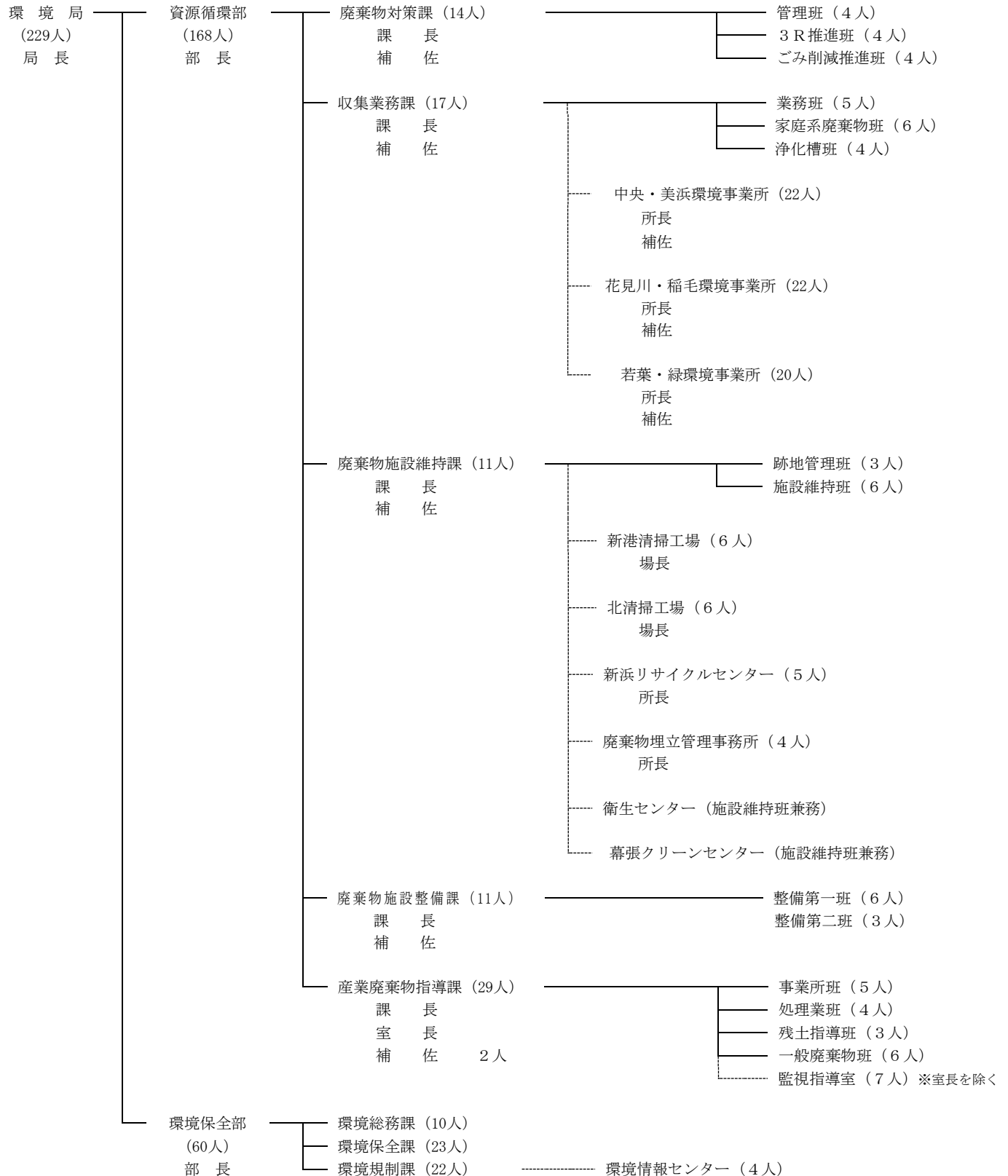
1	機構及び事務分掌	81
(1)	機構	81
(2)	事務分掌	82
2	清掃施設	87
(1)	環境事業所	88
(2)	清掃工場	89
(3)	リサイクル関連施設	90
(4)	埋立最終処分場	91
(5)	し尿処理施設	93
(6)	幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システム	93
3	車両一覧	94
4	予算・決算・原価	95
(1)	予算	95
(2)	決算推移	97
(3)	一般廃棄物会計基準（環境省策定）による原価計算（平成 28 年度）	98
5	事業年表	99

1 機構及び事務分掌

(1) 機構

(平成31年4月1日現在)

※ 人数に再任用(フルタイム、短時間)を含む



(2) 事務分掌

環 境 局 資 源 循 環 部 廃 棄 物 対 策 課

管 理 班 043-245-5067 (内線2972~3)

3 R 推 進 班 043-245-5379、043-245-5603 (内線2976~7)

ごみ削減推進班 043-245-5236 (内線2978~9)

FAX 043-245-5624 (内線7183) Eメール haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) ごみ減量のための「ちばルール」事業に関すること。
- (4) エコロジーパークに関すること。
- (5) 路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関すること。
- (6) 美しい街づくりの日の事業の総括に関すること。
- (7) リサイクル等推進基金に関すること。
- (8) 資源の循環に資する市民活動の推進並びに市民団体等との連絡及び調整に関すること。
- (9) 清掃諸団体との連絡及び調整(局内他の課等の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (11) 一般廃棄物に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (12) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の進行管理に関すること。
- (13) 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用施策の企画、立案及び推進に関すること。
- (14) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (15) 部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (16) 部内他の課等の主管に属しない事項に関すること。

収 集 業 務 課

業 務 班 043-245-5249 (内線2924~5)

家庭系廃棄物班 043-245-5246 (内線2926、2941~3)

浄 化 槽 班 043-245-5251、043-245-5252 (内線2947~9)

FAX 043-245-5477 (内線7209) Eメール shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)及び浄化槽清掃業の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託に関すること。

- (5) 家庭系一般廃棄物の適正排出の普及、啓発及び支援に関すること。
- (6) 分別排出指導（家庭系廃棄物に限る。）の総括に関すること。
- (7) 資源物等持ち去り防止の総括に関すること。
- (8) 粗大ごみの戸別収集に伴う受付及び収集等の総括に関すること。
- (9) 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ又は粗大ごみに限る。）処理手数料の徴収及び納付券等の総括に関すること。
- (10) 一般廃棄物の不法投棄の総括に関すること。
- (11) 廃棄物適正化推進員の総括に関すること。
- (12) 一般廃棄物集積所の総括に関すること。
- (13) 放置自動車の処理及び対策に関すること。
- (14) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽の汚泥に限る。）の収集、運搬及び処分に関すること。
- (15) し尿の処理業務の改善に関すること。
- (16) 合併処理浄化槽の普及、啓発及び助成に関すること。
- (17) 浄化槽の設置の届出の受理、審査及び指導に関すること。
- (18) 浄化槽保守点検業者の登録、指導及び監督に関すること。
- (19) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導及び監督に関すること。
- (20) 公衆便所の維持管理に関すること。
- (21) 一般廃棄物処理業に係る清掃団体との連絡及び調整に関すること。
- (22) 放置自動車廃物判定委員会に関すること。
- (23) 環境事業所との連絡及び調整に関すること。

環境事業所

中央・美浜環境事業所

043-231-6342 FAX 043-233-8046 Eメール chuo-mihama.ENR@city.chiba.lg.jp

花見川・稲毛環境事業所

043-259-1145 FAX 043-257-6561 Eメール hanamigawa-inage.ENR@city.chiba.lg.jp

若葉・緑環境事業所

043-292-4930 FAX 043-292-4305 Eメール wakaba-midori.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬の委託業者の指導及び監督に関すること。
- (4) 分別収集の指導に関すること。
- (5) 一般廃棄物集積所の受付、指導及び調査に関すること。
- (6) 収集車両の運行及び維持管理に関すること。
- (7) 粗大ごみ戸別収集に伴う受付及び収集等に関すること。
- (8) 粗大ごみ手数料の徴収に関すること。

- (9) 都市美化ごみ等の収集、運搬及び処分に関する事。
- (10) 不法投棄処理計画の策定及び実施に関する事。
- (11) 不法投棄に係る現地パトロールの実施に関する事。
- (12) 不法投棄の未然防止に関する事。
- (13) 分別排出の指導（家庭系廃棄物に限る。）に関する事。
- (14) 廃棄物適正化推進員に関する事。
- (15) 資源物等の持ち去り防止に関する事。
- (16) 美しい街づくりの日の事業に関する事。

廃棄物施設維持課

跡 地 管 理 班 043-245-5268（内線2271～2）

施 設 維 持 班 043-245-5653（内線2338、3639）

FAX 043-245-5473（内線7105） Eメール shisetsuiji.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理の総括に関する事。
- (3) 最終処分場跡地利用の推進に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の長期責任委託の総括に関する事。
- (5) 一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会に関する事。
- (6) 衛生センターに関する事。
- (7) 幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システムに関する事。
- (8) 生浜公共道路に関する事。
- (9) 清掃工場、新浜リサイクルセンター及び廃棄物埋立管理事務所との連絡及び調整に関する事。

新港清掃工場及び北清掃工場

新港清掃工場

043-242-3367 FAX 043-242-3368 Eメール shimminato.ENR@city.chiba.lg.jp

北清掃工場

043-258-1094 FAX 043-258-5333 Eメール kita.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 場の庶務に関する事。
- (2) 場の維持管理に関する事。
- (3) ごみの焼却に関する事。
- (4) 焼却灰の処分に関する事。
- (5) 場の施設見学に関する事。
- (6) 余熱利用に関する事。
- (7) 工場からの排水及びばい煙並びに一般廃棄物の分析に関する事。
- (8) 発電所の維持管理に関する事。

- (9) 長期責任委託に関すること。
- (10) 溶融スラグ等（新港清掃工場に限る。）に関すること。

新浜リサイクルセンター

043-263-9100 FAX 043-263-0260 Eメール niihamarecycle.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの設備の運転に関すること。
- (4) 資源物の売却に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理手数料の調定及び徴収に関すること。
- (6) 残渣の処分に関すること。
- (7) 廃棄物等の分析に関すること。
- (8) センターの施設の見学に関すること。

廃棄物埋立管理事務所

043-228-7911 FAX 043-228-7912 Eメール haikibutsuumetate.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所の維持管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物埋立地の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の排水の水質保全及び発生ガスの調査に関すること。

廃棄物施設整備課

整備 第 一 班 043-245-5243（内線2273～4、2975）

整備 第 二 班 043-245-5423（内線2276～7）

FAX 043-245-5667（内線7107） Eメール shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の整備に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設等の用地買収及び補償に関すること。
- (4) 廃棄物処理技術の調査及び研究に関すること。
- (5) 焼却施設の余熱利用に関すること。

産業廃棄物指導課

事業所班 043-245-5682（内線6474～5、6485）

処理業班 043-245-5683（内線6476～7）

残土指導班 043-245-5685（内線6480～1）

一般廃棄物班 043-245-5248 043-245-5530（内線6486～8）

監視指導室 043-245-5684 043-245-5754 (内線6478～9、6483～4)

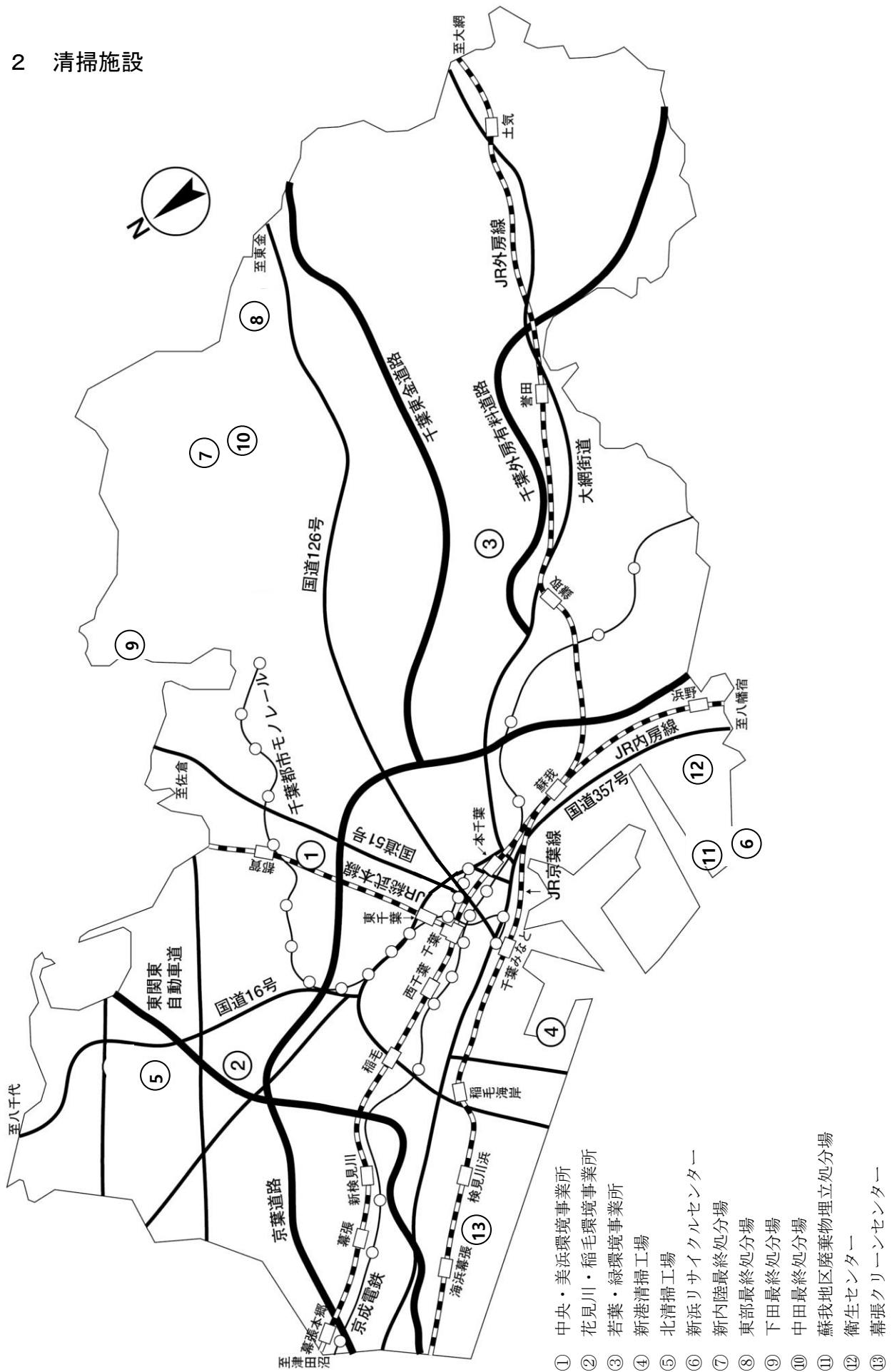
FAX 043-245-5689 (内線7405) Eメール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理指導方針及び実施計画に関すること。
- (3) 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導及び監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理業の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (5) 土砂等の埋立て等の許可及び届出の受理並びに指導及び監督に関すること。
- (6) 不適正な土砂等の埋立て等の監視、指導及び苦情処理に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び審査並びに指導及び監督に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可、指導及び監督に関すること。
- (9) 事業系一般廃棄物の適正処理の普及、啓発、指導及び監督に関すること。
- (10) 事業系一般廃棄物の保管場所に関すること。
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の対策に関すること。
- (12) 建築物等の分別解体等に係る再資源化等の指導に関すること。
- (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録、許可及び指導に関すること。
- (14) 産業廃棄物処理業者に係る優良事業者の認定及び指導に関すること。
- (15) 石綿含有廃棄物等の処理に係る規制及び指導に関すること。
- (16) 硫酸ピッチの生成に係る規制及び指導に関すること。
- (17) 廃棄物処理施設設置等審議会に関すること。
- (18) 有害使用済機器の保管等に関すること。

監視指導室

- (1) 産業廃棄物の不適正処理及び不法投棄の監視、指導及び苦情処理に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る指導及び監督に関すること。

2 清掃施設



(1) 環境事業所

	  		
	①中央・美浜環境事業所	②花見川・稲毛環境事業所	③若葉・緑環境事業所
所 在 地	中央区都町1307	稲毛区宮野木町2147－ 7	緑区平山町1045－ 5
開設年月	昭和38年 2 月	昭和39年 6 月	昭和39年 6 月
建設年月	昭和49年 3 月	昭和52年12月	平成 7 年 7 月
敷地面積	5,646.25㎡	12,783.23㎡	12,844.82㎡
建物構造	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート 2階建
建物面積	580㎡	579㎡	699.15㎡
建 設 費	38,583千円	89,268千円 (車庫等含む)	667,538千円 (車庫等含む)
担当区域	中央区・美浜区	花見川区・稲毛区	若葉区・緑区

(2) 清掃工場

			
		④ 新港クリーン・エネルギーセンター	⑤ 北清掃工場
所在地	美浜区新港226-1		花見川区三角町727-1
建設年月日	着工 平成11年6月23日 竣工 平成14年12月25日		着工 昭和63年6月23日 竣工 平成8年10月31日
用地面積	32,852㎡		39,478㎡
建築面積	10,115.5㎡		9,677㎡
建設費	2,618千万円		2,670千万円
施工者	川崎重工業(株)		三菱重工業(株)
公称能力	435t/24h		570t/24h
施設内容	型式	川崎-サン型ストーカ式 (ストーカ式全連続焼却炉)	三菱マルチンMR-B-213型 (ストーカ式全連続焼却炉)
	基数	(145t/24h) × 3基	(190t/24h) × 3基
	通風	平衡通風	平衡通風
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：SUS製4本 (高さ 100m)	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：鋼板製3本 (高さ 130m)
	集塵施設	ろ過式集塵装置 (バグフィルタ方式) 3基	反応集塵装置 (バグフィルタ方式) 3基
	塵芥ピット	鉄筋コンクリート製 8,700㎡	鉄筋コンクリート製 7,200㎡
	その他 ピット	スラグピット： 鉄筋コンクリート製 75㎡ 飛灰固化物ピット： 鉄筋コンクリート製 53㎡	灰ピット： 鉄筋コンクリート製 400㎡ 飛灰固化物ピット： 鉄筋コンクリート製 200㎡
	クレーン	ごみクレーン 12㎡ 2基 スラグクレーン1.5㎡ 2基	ごみクレーン 15.6㎡ 2基 灰クレーン 2.5㎡ 2基
	助燃装置	ガスバーナー 起動用3基、助燃用3基	ガスバーナー 3基
	排水処理 設備	無機系 凝集沈殿・ろ過 ・活性炭 有機系 生物処理・沈殿 ・ろ過・活性炭 洗煙系 脱炭酸・二段凝 集沈殿・砂ろ過 ・キレート吸着	生物処理→凝集沈殿→砂ろ 過→活性炭、キレート吸着
	発電設備	自家発電出力 7,970kW(※)	自家発電出力 8,000kW
	電力・蒸気 等供給先	電力・蒸気 アクアリンクちば	電力・蒸気 こてはし温水プール・花見 川いきいきプラザ
	付帯設備	灰溶融設備 (プラズマ方式36t/日) 溶融スラグストックヤード (保管容量1,400㎡)	子和清水調整池

(※) 平成31年3月末に自家発電出力変更(9,170kW→7,970kW)

(3) リサイクル関連施設

	 ⑥ 新浜リサイクルセンター	
	所在地	中央区新浜町 4
稼働年月	平成 7 年 4 月	
用地面積	59,506m ²	
建築面積	5,643m ²	
延床面積	9,775m ²	
構造	鉄骨造、 鉄骨鉄筋コンクリート造 及び鉄筋コンクリート造 地上 4 階、地下 1 階	
公称能力	220t／5h 破砕設備 125t／5h 資源選別設備 95t／5h (缶類50t／5h、ビン類45t／5h)	
処理方法	—	
施工者	三菱重工業(株)	
建設年月日	着工	平成 5 年 7 月 9 日
	竣工	平成 7 年 3 月 20 日
建設費	675 千万円	

(4) 埋立最終処分場

最終処分場			
	⑦ 新内陸最終処分場	⑧ 東部最終処分場	⑨ 下田最終処分場
所在地	若葉区	若葉区中野町2720-1	若葉区下田町1005
埋立開始年月日	平成12年9月1日一部供用 (平成14年3月31日完成)	平成5年5月17日 (増設分 平成9年10月1日)	昭和46年11月1日
埋立処分終了 年月等	平成43年埋立終了予定	平成12年10月埋立終了	平成9年3月埋立終了
位置	山間の谷間	山間	山間の谷間
処理方法	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
埋立容量	939,000m ³	286,400m ³ (内増設分 106,400m ³)	1,019,648m ³
埋立面積	82,800m ²	33,800m ² (内増設分 13,200m ²)	129,984m ²
施工者	大林・鹿島・伊藤JV 熊谷・大昭和JV	鹿島・伊藤JV (増設分)	フジタ・不動JV (再整備分)
浸出処理施設			
	新内陸汚水処理場	東部汚水処理場	塵芥汚水処理場
所在地	若葉区	若葉区中野町2674	若葉区谷当町630
建設年月日	着工 平成10年9月24日 竣工 平成12年11月30日	着工 平成8年12月14日 竣工 平成10年2月28日	着工 昭和48年6月30日 竣工 昭和49年3月30日
用地面積	6,720m ²	5,203m ²	6,400m ²
公称能力	400m ³ /日	70m ³ /日	1,200m ³ /日
処理方法	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着
施工者	川崎製鉄(株)	(株)荏原製作所	荏原インフィルコ(株)

最終処分場		
	⑩ 中田最終処分場	⑪ 蘇我地区廃棄物埋立処分場
所在地	若葉区中田町2479－1	中央区蘇我町2－1380
埋立開始年月日	昭和53年2月1日	昭和57年4月1日
埋立処分終了年月等	平成10年3月埋立終了	平成6年3月埋立終了
位置	山間の谷間	海岸埋立地
処理方法	サンドイッチ方式	ポンド方式
埋立容量	447,800m ³	1,600,000m ³
埋立面積	71,800m ²	148,000m ²
施工者	日産建設(株) (再整備分)	東洋建設(株)
浸出水処理施設		
	更科汚水処理場	蘇我排水処理施設
所在地	若葉区更科町2257－1	中央区新浜町7
建設年月日	着工 昭和53年9月27日 竣工 昭和54年10月21日	着工 昭和55年2月14日 竣工 昭和56年3月31日
用地面積	12,340m ²	19,091m ²
公称能力	300m ³ /日	730m ³ /日
処理方法	生物学的脱窒素→凝集沈殿 →砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着
施工者	住友重機械工業(株)	住友重機械工業(株)

(5) し尿処理施設

	 ⑫ 衛生センター
所在地	中央区村田町893
稼働年月	平成7年8月
用地面積	27,797m ²
建築面積	処理棟：2,937m ² 管理棟：393m ²
延床面積	処理棟：4,928m ² 管理棟：692m ²
構造	処理棟： 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階 管理棟： 鉄筋コンクリート造 地上2階
公称能力	173kl／日
処理方法	前処理→ 南部浄化センターへ下水 圧送（平成20年4月から）
施工者	（処理棟） 荏原インフィルコ（株）
建設年月日	着工 平成4年6月26日 竣工 平成7年8月19日
建設費	610千万円

(6) 幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システム

	 ⑬ 幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬一丁目1-4
稼働年月	タウンセンター地区： 平成3年10月 住宅地区：平成7年3月
用地面積	3,708m ²
建築面積	1,480m ²
延床面積	2,138m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
公称能力	112t／日
処理方法	ごみ専用投入口→ 空気輸送管→ 幕張クリーンセンター
施工者	日本鋼管（株）・三菱重工（株） ・（株）荏原製作所JV
建設年月日	平成28年4月1日 千葉県企業庁より引継
建設費	686千万円

3 車両一覧

(平成31年4月1日現在)

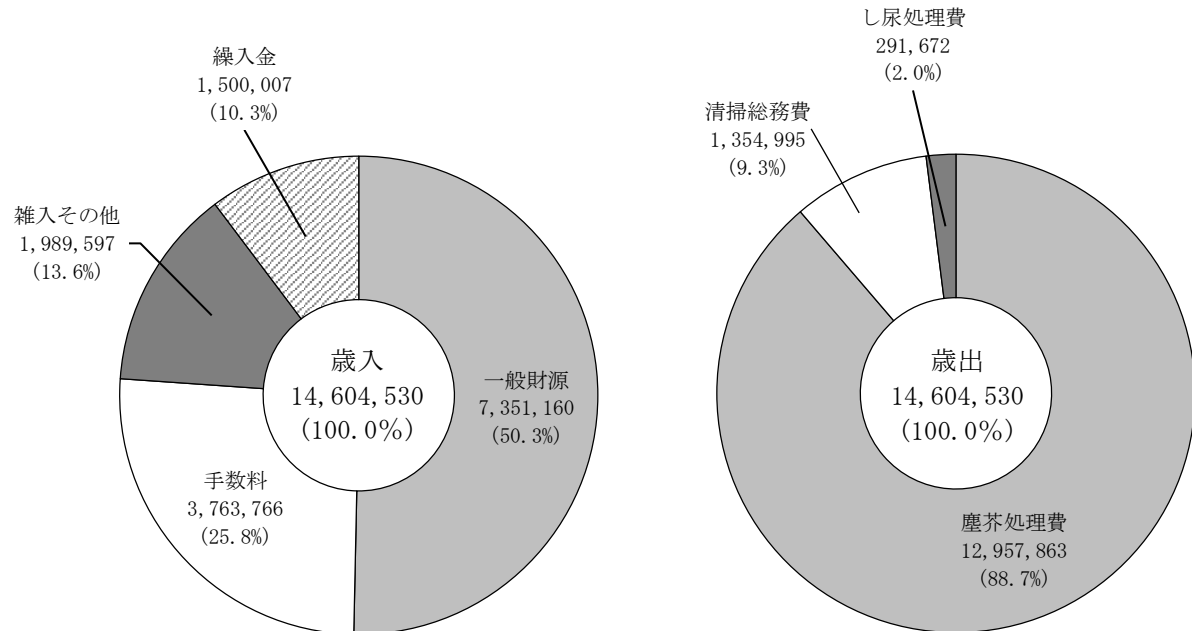
区 分	車 種		千 葉 市											小 計	業 者		小 計	合 計
			収 集 業 務 課	中 央 ・ 美 浜 環 境 事 業 所	花 見 川 ・ 稲 毛 環 境 事 業 所	若 葉 ・ 緑 環 境 事 業 所	産 業 廃 棄 物 指 導 課	廃 棄 物 施 設 維 持 課	新 港 清 掃 工 場	北 清 掃 工 場	新 浜 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	新 内 陸 最 終 処 分 場	廃 棄 物 施 設 整 備 課		委 託 業 者	許 可 業 者		
ご み 収 集 運 搬 用	パッカー車 (天然ガス車を含む)	2t												(0)	15	9	(24)	24
		4t												(0)	83	30	(113)	113
		6t												(0)		4	(4)	4
	クレーン車	2t		1		1								(2)			(0)	2
		4t												(0)		3	(3)	3
	プレス パッカー車 (天然ガス車を含む)	2t		2	3	2								(7)	14	14	(28)	35
		4t		3	2	2								(7)	19	95	(114)	121
	アーム ロール車	2t												(0)		2	(2)	2
		4t												(0)		22	(22)	22
		10t												(0)	1	3	(4)	4
	ダンプ車	2t												(0)		3	(3)	3
		4t												(0)			(0)	0
		10t												(0)		1	(1)	1
	普通貨物車 (天然ガス車を含む)	2t		1	2	2								(5)	71	16	(87)	92
		4t												(0)		3	(3)	3
普通冷蔵冷凍車													(0)		8	(8)	8	
小型貨物車													(0)		7	(7)	7	
小 計			(0)	(7)	(7)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(21)	(203)	(220)	(423)	(444)
ごみ埋立用	バックホウ													(0)	1		(1)	1
	ホイールローダ													(0)	1		(1)	1
尿収集用	バキューム車													(0)		11	(11)	11
	浄化槽清掃車													(0)		26	(26)	26
そ の 他	灰運搬車													(0)	13		(13)	13
	残さ運搬車	4t												(0)	1		(1)	1
		10t												(0)	5		(5)	5
	ペットボトル運搬車													(0)	4		(4)	4
	パトロール車			2	2	1	3							(8)			(0)	8
	事務連絡車		1	1	1	1		2	1	1	1	2	3	(14)			(0)	14
	小型貨物車		1											(1)			(0)	1
	ショベルローダ									1				(1)	3		(3)	4
	フォークリフト													(0)	5		(5)	5
	軽貨物			1	0	1								(2)			(0)	2
合 計			2	11	10	10	3	2	1	2	1	2	3	(47)	236	257	(493)	540

4 予算・決算・原価

(1) 予算

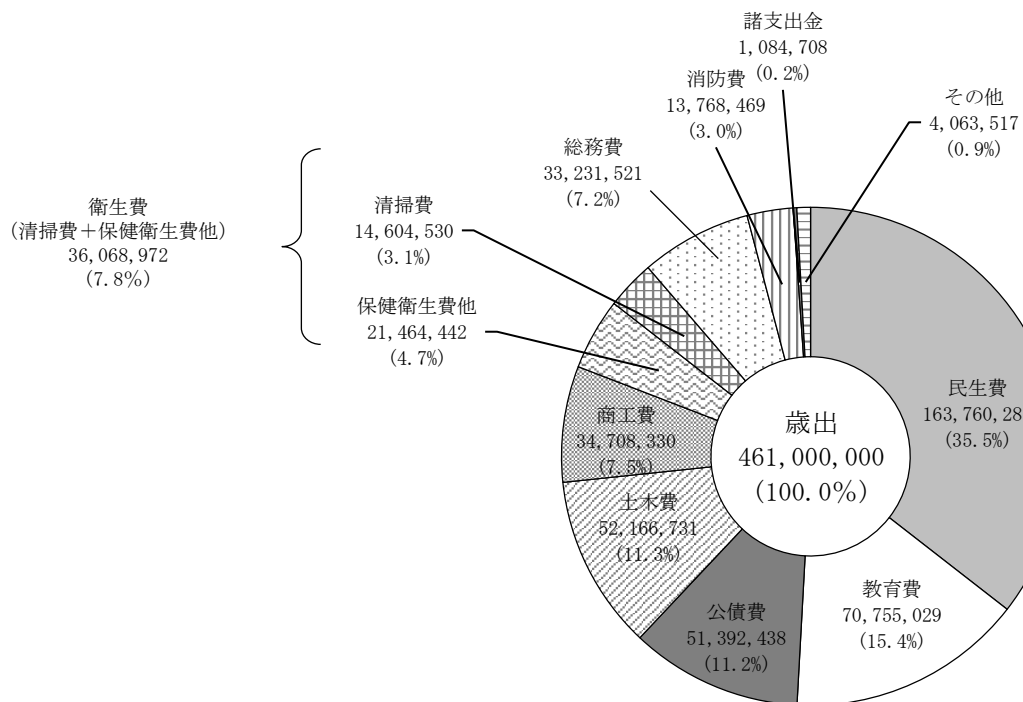
ア 令和元年度清掃費当初予算内訳

(単位：千円)



イ 令和元年度一般会計当初予算額

(単位：千円)



ウ 令和元年度当初予算事業別内訳

(単位：千円)

項 目		事 業 別 内 訳	
清 掃 費 14,604,530	清掃総務費 1,354,995	1 廃棄物減量等推進審議会委員報酬	780
		2 一般職人件費	1,354,089
		3 廃棄物減量等推進審議会運営費	126
	塵芥処理費 12,957,863	1 家庭ごみ手数料徴収事業費	605,942
		2 ごみ減量・資源化推進事業費	17,014
		3 美化推進・路上喫煙等防止事業費	38,666
		4 家庭ごみ分別推進事業費	246,398
		5 リサイクル等推進基金積立金	1,539,854
		6 事業系一般廃棄物対策事業費	6,318
		7 塵芥収集運搬事業費	3,885,546
		8 中央・美浜環境事業所管理運営費	14,711
		9 花見川・稲毛環境事業所管理運営費	14,209
		10 若葉・緑環境事業所管理運営費	15,938
		11 幕張クリーンセンター管理運営費	203,318
		12 最終処分場管理運営費	730,005
		13 北谷津清掃工場管理運営費	4,489
		14 新港清掃工場管理運営費	2,554,742
		15 北清掃工場管理運営費	1,016,379
		16 焼却灰処理事業費	110,000
		17 新浜リサイクルセンター管理運営費	1,546,495
		18 新清掃工場建設関係費	166,000
		19 最終処分場整備運営費	81,946
		20 産業廃棄物対策事業費	70,209
		21 産業廃棄物不法投棄等残存事案対策事業費	1,000
		22 残土対策事業費	752
		23 その他諸経費	87,932
	し尿処理費 291,672	1 し尿収集運搬事業費	46,847
		2 浄化槽対策事業費	11,297
		3 衛生センター管理運営費	153,620
		4 その他諸経費	79,908

(2) 決算推移

ア 歳 入

(単位：円)

年度	一般会計決算額	清掃事業費決算額	使用料及び手数料	国庫補助金	県補助金	その他の収入	市 債
26	379,351,384,582	5,948,235,008	3,186,418,263	1,547,928	—	2,715,268,817	45,000,000
27	392,359,846,738	5,392,210,689	3,153,496,560	347,928	—	2,238,366,201	—
28	403,912,841,815	6,176,152,375	3,651,918,968	6,931,928	—	2,461,301,479	56,000,000
29	438,762,624,498	6,373,431,615	3,648,338,606	45,921,928	—	2,633,171,081	46,000,000
30	433,260,691,828	6,170,957,647	3,670,748,375	37,908,928	—	2,254,300,344	208,000,000

イ 歳 出

(単位：円)

年度	一般会計決算額	清掃事業費決算額	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費
26	376,093,948,027	13,633,157,796	1,575,495,467	11,859,751,562	197,910,767
27	384,805,128,921	13,238,945,844	1,521,792,836	11,512,814,246	204,338,762
28	398,562,416,779	13,401,942,272	1,467,698,437	11,747,646,857	186,596,978
29	434,930,550,331	13,345,159,069	1,391,431,863	11,755,565,826	198,161,380
30	429,943,704,329	13,625,031,769	1,338,277,207	12,102,171,927	184,582,635

(3) 一般廃棄物会計基準（環境省策定）による原価計算（平成29年度）

（単位：円）

区 分	収集運搬			中間処理 (a)			最終処分 (b)	資源化 (c)	処分 (処理・処分・資源化) (α)+(β)+(b)+(c)	管 理	計 (収集運搬・処分・管理)
	公設民営分 (α)	直営・委託分 (β)	合計 (α)+(β)	公設民営分 (α)	直営分 (β)	合計 (α)+(β)					
委託料もしくは 組合負担金	43,956,000	3,235,451,221	3,279,407,221	3,178,543,526	53,185,089	3,231,728,615	151,553,464	256,771,525	3,640,053,604	0	6,919,460,825
人 件 費	0	607,318,052	607,318,052	109,758,625	10,848,374	120,606,999	33,550,945	43,393,499	197,551,443	597,783,964	1,402,653,459
車両に係る 物件費	0	16,316,310	16,316,310	0	450,201	450,201	0	224,231	674,432	950,027	17,940,769
施設に係る 物件費	124,220,312	51,639,086	175,859,398	2,106,706,369	238,229,653	2,344,936,022	151,376,463	952,918,611	3,449,231,096	0	3,625,090,494
その他共通 物件費	18,463,459	100,369,123	118,832,582	2,815,047	316,916	3,131,963	3,131,963	3,131,963	9,395,889	513,903,209	642,131,680
経 費	0	0	0	34,030,531	1,018,224	35,048,755	31,083,392	4,072,894	70,205,041	0	70,205,041
部門直接原価	186,639,771	4,011,093,792	4,197,733,563	5,431,854,098	304,048,457	5,735,902,556	370,696,227	1,260,512,723	7,367,111,506	1,112,637,200	12,677,482,269
ごみ量 (t)	186,129			247,416			19,739	16,886	284,041		48,489.6
1t当たり経費	22,552.8			23,183.2			18,779.9	74,648.4	25,936.8		

※ 合計については、端数処理の関係で一致しない場合があります。

5 事業年表

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
昭和29年 (1954年)	4月 11月			・清掃法施行 ・千葉市清掃条例施行	
昭和32年 (1957年)	4月 12月			・千葉市清掃条例一部改正	・衛生課清掃係を廃止し清掃課を新設
昭和34年 (1959年)	3月 4月	・園生最終処分場稼働 (5,577m ²)		・千葉市清掃条例一部改正	
昭和35年 (1960年)	2月 4月	・銀座通り地下式ごみ箱設置 (41か所) ・ごみ収集運搬民間委託を開始			
昭和36年 (1961年)	1月 10月	・萩台最終処分場稼働	・村田衛生処理場完成 (90kl/日)	・千葉市清掃条例一部改正	
昭和37年 (1962年)	3月 4月 7月 12月	・本町地区地下式ごみ箱設置 ・萩台最終処分場追加買収 (面積21,496m ²) ・園生最終処分場埋立終了 ・ポリ容器により定日収集実施 (栄町500世帯) ・ポリ袋による厨芥処理実施	・浜野地区し尿汲取り作業許可業者にて実施 ・素掘貯留槽の投入開始 (長沼町)		
昭和38年 (1963年)	1月 2月 5月 12月	・塵芥処理にクレーン車によるコンテナ方式を計画 (第1号クレーン車購入) ・コンテナ方式 (ダストボックス) ・宮野木焼却場増設 (40 t/8 h)			・機構改革により清掃事務所開設
昭和39年 (1964年)	4月 10月 11月		・し尿汲取り手数料改定 (人頭割制に切替)		・機構改革により清掃課清掃係を企画係に改める
昭和40年 (1965年)	3月 7月 8月	・仁戸名最終処分場埋立終了 ・宮野木最終処分場稼働	・犢橋化学処理場完成 (144kl/日) ・移動式公衆便所購入 (7台)		
昭和41年 (1966年)	5月		・素掘貯留槽の投入開始 (中野町)		
昭和42年 (1967年)	8月		・し尿の海洋投棄開始		
昭和43年 (1968年)	1月 4月 8月	・源最終処分場稼働 ・(旧)北谷津清掃工場完成 (能力300 t/日)	・し尿汲取り料金改定		
昭和44年 (1969年)	2月 10月		・衛生処理場増設工事開始 (200kl/日)		・機構改革により、清掃部清掃施設課、清掃業務課となる
昭和45年 (1970年)	2月 10月	・宮野木最終処分場埋立終了	・し尿汲取り手数料改定		・機構改革により、清掃部清掃施設課、清掃第一課、清掃第二課となる
昭和46年 (1971年)	3月 9月 10月	・源最終処分場埋立終了	・衛生処理場増設竣工 (200kl/日)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	・千葉市廃棄物処理対策審議会設置

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	11月	・下田最終処分場稼働			
昭和47年 (1972年)	3月 5月	・粗大ごみ収集実施		・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行	
昭和49年 (1974年)	3月 4月	・谷当塵芥污水处理場竣工（能力3,473kl／日） ・（旧）新港清掃工場稼働（能力450 t／日）			
昭和50年 (1975年)	5月 6月 7月	・ごみ処理手数料改定 ・犬猫処理手数料改定 ・分別収集実施（一部ポリ収集地区）	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿浄化槽設備指導要綱に基づく事前協議申請開始		・行政組織の一部改正（清掃施設の清掃第一課配属）
昭和51年 (1976年)	4月	・ごみ処理手数料改定			
昭和52年 (1977年)	3月 5月 7月 10月 11月 12月	・（旧）北谷津清掃工場停止 ・谷当塵芥污水处理場第三次処理施設竣工（1,200kl／日） ・宮野木焼却場廃止 ・（新）北谷津清掃工場稼働（能力450 t／日） ・クラムバック車導入	・し尿汲取り手数料改定		・行政組織の一部改正（清掃工場の独立）
昭和53年 (1978年)	1月 2月 6月 9月	・中田最終処分場稼働 ・ごみ処理手数料改定 ・たばこの吸い殻収集実施（市中心部） ・分別収集実施（一部ダストボックス収集地区）	・犢橋化学処理場運転停止 ・村田衛生処理場運転停止（90kl／日）		
昭和54年 (1979年)	4月 10月 11月	・有蓋クレーン車導入 ・更科処理場竣工（300kl／日）	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿処理実態調査実施		
昭和55年 (1980年)	3月 4月 11月	・千葉市廃棄物処理基本計画の策定 ・ごみ処理手数料改定 ・清掃指導員の発足			
昭和56年 (1981年)	11月				・自動販売機実態調査の実施
昭和57年 (1982年)	3月 4月	・下田最終処分場停止 ・中田最終処分場一般搬入開始 ・蘇我地区廃棄物埋立処分場稼働 ・ごみ処理手数料改定	・し尿汲取り許可業者廃業（4業者）（7台）		
昭和58年 (1983年)	4月		・直営による公共施設のし尿汲取りを廃止し委託となる		
昭和59年 (1984年)	3月 4月 5月	・新清掃工場用地取得 ・粗大ごみ分別収集開始 ・使用済み乾電池の回収を実施			

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
昭和60年 (1985年)	2月 5月 6月 10月 12月	・清掃推進員制度の発足 ・中田最終処分場埋立終了 ・クラムバック車廃止	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿汲取り許可業者3社減車(3台)	・千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則の一部改正 ・千葉県浄化槽清掃業の許可に関する規則施行	
昭和61年 (1986年)	3月 4月 10月 11月	・千葉県一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 ・ごみ処理手数料改定 ・ビン、缶の分別収集を大宮地区をモデル区域として実施	・犢橋化学処理場運転廃止 ・し尿汲取り許可業者1社減車(1台)		
昭和62年 (1987年)	4月 8月 11月	・ビン、缶の分別収集を幕張西地区をモデル区域として実施 ・ビン、缶の分別収集を若松地区をモデル区域として実施	・合併処理浄化槽設置補助開始(交付要綱制定)		・行政組織の一部改正(環境衛生局の設置)
昭和63年 (1988年)	3月 4月	・ビン、缶の分別収集を千草台地区をモデル区域として実施		・千葉県浄化槽法施行細則施行 ・残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行 ・千葉県浄化槽保守点検業者登録に関する条例及び規則を施行 ・千葉県浄化槽取扱指導要綱制定	
平成元年 (1989年)	4月 6月 7月 11月		・し尿収集運搬許可業者1社減車(1台)		・機構改革により清掃部企画管理課、施設建設課、施設管理課、業務課となる ・千葉県一般廃棄物処理基本計画検討委員会設置 ・千葉県ごみ処理問題対策推進本部設置
平成2年 (1990年)	2月 4月 5月 7月 8月 9月 10月 11月	・ごみ処理手数料改定 ・ごみ減量・資源化キャンペーン実施 ・下田最終処分場稼働 ・集団回収への補助開始 ・生ごみ肥料化容器・簡易焼却炉の助成制度開始 ・ビン、缶の分別収集を幸町ガーデンタウン地区をモデル区域として実施(以降段階的に実施)	・し尿汲取り許可業者2社減車(3台)	・千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱制定	・千葉県廃棄物等不適正処理監視委員制度導入
平成3年 (1991年)	4月				・機構改革により清掃局として局課制を敷き、清掃総務課、施設建設課、施設管理課、業

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	6月 7月 9月 10月 12月	- 空き缶プレスカー（愛称パッケンカー）導入 - クリーンネットちば（ごみ減量PR誌）発行（年4回）	- し尿汲取り許可業者廃業（1業者）（1台） - し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）		- 務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課となる - 清掃総務課内にごみ減量推進室を設置 - パラグアイ国アスンシオン市へ技術指導のため職員1名派遣（平成4年6月まで） - 千葉市一般廃棄物処理基本計画検討委員会終了（全22回）
平成4年 （1992年）	1月 2月 3月 4月 10月 11月	- 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 - ごみ処理手数料改定 - ごみの5分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみ）収集を開始 - 粗大ごみ収集はステーション収集方式を廃止し申込制各戸収集に移行 - ダストボックスの撤去開始 - 中田最終処分場稼働	し尿汲取り手数料改定		- 検討委員会より報告書提出 - 千葉駅前オフィス町内会の設立 - パラグアイ国アスンシオン市へごみ収集車輻等の寄贈 - 政令指定都市となる - 機構改革により清掃局に局部制を敷き、業務部は清掃総務課、業務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課となり、施設部は施設建設課、施設管理課となる - 清掃事務所の担当区域を変更（中央清掃事務所（中央区、美浜区）北部清掃事務所（花見川区、稲毛区）南部清掃事務所（若葉区、緑区）） - ごみ収集車両に新デザイン導入開始 - パラグアイ国アスンシオン市へ技術指導のため職員1名派遣（平成6年10月まで）
平成5年 （1993年）	3月 4月 5月 10月	- 下田最終処分場埋立終了 - 千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 - 東部最終処分場稼働	- し尿汲取り許可業者廃業（2業者）（4台） - し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）	- 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行 - 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則施行 - 千葉市廃棄物適正化推進員要綱を制定	- 千葉市廃棄物減量等推進審議会の設置（千葉市廃棄物処理対策審議会設置条例の廃止） - 千葉市廃棄物適正化推進員の発足（清掃推進員制度の廃止） - 機構改革により清掃総務課内のごみ減量推進室を廃止し、新たにリサイクル推進課を設置
平成6年 （1994年）	2月 3月	福祉施設（老人ホーム）「和陽園」に業務用	し尿汲取り許可業者1社減車（2台）		千葉市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ指定袋制導入について」諮問

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	4月 5月 7月 10月 11月	- 生ごみ処理機を試験的に導入 - 蘇我地区廃棄物埋立処分場埋立終了 - ごみ処理手数料改定 - 可燃ごみ収集全面委託 - 下田最終処分場稼働 - 事業所ごみ指定袋制を導入		千葉市産業廃棄物多量排出事業場処理計画作成指針策定	- 千葉市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ指定袋制導入について」答申を受ける - パラグアイ国アスンシオン市ヘブルドーザー等の寄贈 - 市役所中央分室に「リサイクルPRコーナー」を設置
平成7年 (1995年)	1月 2月 3月 4月 8月 10月 11月 12月	- 家庭ごみ指定袋制を導入 - 幕張新都心住宅地区管路収集開始 - 新浜リサイクルセンター稼働 (205 t / 日) - 廃蛍光灯分別収集開始 - 廃プラスチック類減容車導入 - 東部最終処分場埋立終了	- 衛生センター稼働 (173kl / 日) - 衛生処理場運転停止 (200kl / 日)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行	- 四市清掃協議会が柏市の加入により、五市清掃協議会となる(千葉市、船橋市、市川市、松戸市、柏市) 「千葉市ごみリサイクル懇話会」を設置 - スリランカ国へごみ収集車の寄贈 「リサイクルPRコーナー」を拡充した「リサイクルバンク」を設置 - 千葉市廃棄物減量等推進審議会に「家庭から出る粗大ごみの有料(処理手数料)制実施に係る事項について」諮問
平成8年 (1996年)	2月 3月 4月 6月 10月 11月 12月	- 第2次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 - 生ごみ減量処理機の助成制度開始 - 簡易焼却炉の助成制度廃止 - 北清掃工場稼働 (570 t / 日) - 北リサイクルプラザ開設 - 北部ストックヤード廃止	し尿汲取り許可業者廃業 (1 業者) (1 台)	千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行	千葉市廃棄物減量等推進審議会より「家庭から出る粗大ごみの有料(処理手数料)制実施に係る事項について」答申を受ける
平成9年 (1997年)	1月 3月 4月 8月	- 新浜リサイクルセンター増設 (220 t / 日) - 粗大ごみ受付センター開設 - 市立小学校2校に業務用生ごみ処理機を試験的に導入 - 下田最終処分場埋立終了 - 千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 - ペットボトルの店頭(拠点)回収開始 - 不燃・有害ごみ収集の一部委託を開始	し尿収集運搬許可業者廃業 (1 業者) (1 台)		機構改革により環境局となり、清掃部署として、環境管理部(環境事業総務課、リサイクル推進課、業務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課)と施設部(施設維持課、

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	10月 12月	・ 東部最終処分場（増設部）稼働			施設整備課）を置く ・ 清掃事務所が、業務拡大・名称変更により中央・美浜環境事業所、花見川・稲毛環境事業所、若葉・緑環境事業所となる ・ 千葉市廃棄物減量等推進審議会に「(仮称)千葉市散乱廃棄物防止条例の基本的事項について」諮問 ・ 千葉市廃棄物減量等推進審議会より「(仮称)千葉市散乱廃棄物防止条例の基本的事項について」答申をうける
平成10年 (1998年)	1月 3月 4月 5月 8月 12月	・ 北谷津プラズマ溶融センター稼働（24 t／日） ・ 小学校の業務用生ごみ処理機（試験導入）2校追加 ・ 中田最終処分場埋立終了 ・ 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等手数料改定 ・ カセット式ガスボンベ・スプレー缶類を危険物として分別収集開始 ・ 粗大ごみ収集を有料化 ・ 事業所ごみ全面有料化 ・ 自己搬入ごみの各施設での受付開始 ・ 簡易焼却炉の無料回収開始	・ し尿汲取り許可業者廃業（3業者）（3台） ・ し尿汲取り許可業者1社減車（1台） ・ 浄化槽清掃業の許可申請等手数料改定	・ 千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行 ・ 千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行 ・ 千葉市リサイクル推進基金条例施行 ・ 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・ 特定家庭用機器再商品化法施行	
平成11年 (1999年)	3月 4月 7月 12月	・ 簡易焼却炉の無料回収終了			・ 機構改革により業務第一課と業務第二課が業務課となる ・ 千葉市新総合ビジョン審議会・自然環境部会開催
平成12年 (2000年)	3月 4月 7月 8月 9月 10月 12月	・ 空き缶プレスカー（愛称バックンカー）廃止 ・ 水銀入り体温計分別収集開始 ・ 新内陸最終処分場一部供用開始 ・ 東部最終処分場埋立終了	・ し尿収集運搬許可業者1社減車（1台） ・ し尿汲取り手数料改定	・ 千葉市環境関係手数料条例施行 ・ 千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱制定 ・ 千葉市マイバッグ協力店認定制度実施要綱制定 ・ 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	・ 千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問
平成13年 (2001年)	1月		・ し尿汲取り許可業者転業（5業者）（5台）	・ 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	2月 3月 4月 5月 10月	・新浜リサイクルセンターストックヤード開設 ・ペットボトル回収をステーション収集方式に変更 ・第3次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・粗大ごみのうち、特定家電4品目（エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫・洗濯機）を排出 禁止物に指定	・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台） ・し尿収集運搬許可業者転業（1業者）（2台）	・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行 ・資源の有効な利用の促進に関する法律施行	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」答申を受ける
平成14年 (2002年)	3月 4月 8月 12月	・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・新内陸最終処分場完成 ・北谷津プラズマ溶融センター休止 ・千葉市廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画策定 ・使い捨てライター分別収集開始 ・障害者等世帯の粗大ごみ運び出し収集を開始 ・（旧）新港清掃工場停止 ・（新）新港清掃工場稼動（405 t / 日）	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）		
平成15年 (2003年)	1月 3月 7月 8月 10月	・蘇我エコロジーパーク構想策定 ・可燃ごみの月曜祝休日収集を開始 ・ごみ減量のための「ちばルール」策定	・し尿収集運搬許可業者転業（2業者）（2台）	・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則の一部改正	
平成16年 (2004年)	1月 3月 4月 5月 7月 10月	・ごみ減量のための「ちばルール」行動協定締結 ・集団回収未実施地域で古紙・布類分別収集を開始 ・特定家電品目に冷凍庫を追加 ・粗大ごみ及び不燃ごみのうち、家庭用パソコン（デスクトップ型及びノートブック型）の収集を終了	・し尿収集運搬許可業者転業（2業者）（2台） ・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市産業廃棄物多量排出事業場処理計画作成指針の一部改定 ・千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱制定 ・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	
平成17年 (2005年)	3月 4月	・千葉市震災廃棄物処理計画策定 ・不燃・有害ごみの収集を全面委託	・し尿収集運搬許可業者1社減車1台	・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	6月 7月 8月 10月	・各清掃工場と各環境事業所に「古紙回収庫」を設置（計6か所） ・中央区全域で古紙・布類分別収集を開始 ・粗大ごみインターネット受付開始		・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問
平成18年 (2006年)	2月 3月 5月 10月	・第4次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・全市域で古紙・布類分別収集を開始 ・産業廃棄物処理業者の評価制度の運用を開始		・千葉市浄化槽法施行細則の一部改正 ・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	・パラグアイ国アスンシオン市ヘブルドーザー等の寄贈 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」答申を受ける ・中田スポーツセンター供用開始
平成19年 (2007年)	1月 3月 4月 11月	・市役所、若葉区役所、緑区役所に「古紙回収庫」を増設（累計9か所） ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・「焼却ごみ1／3削減」推進のための普及・啓発を開始 ・ごみ処理手数料改定 ・北清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始 ・生ごみ分別収集モデル事業を開始	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）		
平成20年 (2008年)	1月 3月 4月 10月 12月	・平成19年度の焼却ごみの量を対前年度比、約24,000トン削減 ・寒川土地区画整理事務所、花見川区役所、稲毛公民館、みつわ台第2公園スポーツ施設、古市場公園スポーツ施設、高洲市民プールに「古紙回収庫」を増設（受入開始は4月、累計15か所） ・土気市民センター、検見川稲毛土地区画整理事務所、松ヶ丘公民館に「古紙回収庫」を増設（累計18か所）	・し尿収集運搬許可業者1社減車1台 ・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・千葉市硫酸ビッチの生成の禁止に関する条例及び規則施行 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正	・千葉市民ゴルフ場供用開始
平成21年 (2009年)	3月 4月	・平成20年度の焼却ごみの量を対前年度比、約14,500トン削減 ・特定家電品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加 ・新港清掃工場溶融スラグストックヤード稼		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	10月 12月	・働 ・家庭ごみの収集体制を見直し、古紙・布類の回収を月2回から週1回、可燃ごみを週3回から週2回に変更 ・稲毛区役所、美浜区役所に「古紙回収庫」を増設（累計20か所）		・千葉市新港清掃工場長期責任委託審査委員会設置条例施行	
平成22年 (2010年)	1月 3月 4月 7月 9月	・平成21年度の焼却ごみの量を対前年度比、約15,000トン削減	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市浄化槽法施行細則の一部改正 ・千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例施行 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ分別・排出ルールを守らない者に対する指導制度の創設について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ分別・排出ルールを守らない者に対する指導制度の創設について」答申を受ける ・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問
平成23年 (2011年)	1月 4月 7月	・千葉市震災廃棄物処理計画改定 ・新港清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始 ・ごみ分別・排出指導制度の運用開始 ・資源物等持ち去り禁止の命令・罰則の運用開始 ・「ジャパン・リサイクル(株)」と「震災廃棄物処理の支援に係る協定」締結 ・路上喫煙者等に対する直罰制度開始		・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」答申を受ける
平成24年 (2012年)	3月 4月 7月	・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始 ・粗大ごみ収集運搬業務（中央区・美浜区）委託		・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみ手数料徴収（有料化）の制度について」諮問

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
平成25年 (2013年)	1月 2月 3月 4月	・ごみ減量のための「ちばルール」改定 ・最終処分場において、長期責任型運営維持管理事業を開始		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「家庭ごみ手数料徴収の制度について」答申を受ける
平成26年 (2014年)	2月 3月	・家庭ごみ手数料徴収制度を開始 ・粗大ごみ収集運搬業務（花見川区・稲毛区）委託			・「リサイクルバンク」を廃止
平成27年 (2015年)	3月 5月 6月	・「焼却ごみ1／3削減」の目標達成 ・粗大ごみ収集運搬業務（若葉区・緑区）委託 ・剪定枝等循環システムモデル事業（2地区（約1,600世帯））を開始 ・北谷津プラズマ溶融センター廃止		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会の設置
平成28年 (2016年)	3月 4月 5月 6月	・新浜リサイクルセンター内リサイクルプラザ閉鎖 ・北リサイクルプラザ閉鎖 ・高洲市民プールの「古紙回収庫」を廃止（累計19か所） ・ごみ処理手数料改定 ・廃棄物空気輸送システムを千葉県より引き継ぐ ・剪定枝等循環システムモデル事業（中央区（約100,000世帯））を開始		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかわる基本的事項について」答申を受ける
平成29年 (2017年)	2月 3月 4月 9月	・新港清掃工場処理能力変更（405t/日→435t/日） ・北谷津清掃工場稼働停止 ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・剪定枝等再資源化事業を中央区で開始 ・剪定枝等再資源化事業を若葉区、緑区で開始		・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	2月	・剪定枝等再資源化事業を花見川区、稲毛区、美浜区で開始			
平成30年 (2018年)	3月 4月	・生ごみ分別収集特別地区事業を終了		・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市環境関係手数料条例の一部改正	
	11月	・千草台公民館に古紙回収庫を設置			
平成31年 (2019年)	3月 4月	・市立小学校1校に生ごみ処理機を設置し、学校給食残渣再資源化モデル事業を開始		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正	